

別表第5（第8条関係）

世帯の所得区分	負担上限月額（継続用品のみの給付を受ける場合にあつては、2か月当たりの上限額とする。）
生活保護世帯	0円
低所得世帯	
一般世帯	24,000円

備考

- 1 この表において「世帯」とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する世帯をいう。ただし、18歳以上の障害者については、障害者本人及びその配偶者のみを世帯とみなす（障害者本人がその属する世帯の他の世帯員（当該障害者の配偶者を除く。）の扶養親族（地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第9号に規定する扶養親族をいう。）又は被扶養者（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）及び国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）（他の法律においてこれらの法律の規定を準用する場合を含む。）並びに地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に規定する被扶養者をいう。）に該当する者について、別表第1及び別表第2に規定する居宅生活動作補助用具の給付の決定があつた月を除く。）。
- 2 この表において「生活保護世帯」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定に基づく支援給付を受けている世帯をいう。
- 3 この表において「低所得世帯」とは、市町村民税が非課税である世帯をいう。
- 4 この表において「一般世帯」とは、市町村民税が課税されている世帯をいう。
- 5 前2項において、市町村民税は、申請のあつた月の属する年度分（申請日が4月から6月までの間である場合は、前年度分）のものをいう。